



2025/07/18 21:32 現在の情報です。

東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹ビジネス2階
株式会社ミライヒ

会社法人等番号	0104-01-141857
商号	株式会社ミライヒ
本店	東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹 ビジネス2階
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年11月1日
目的	1. 動画コンテンツ制作 2. VRコンテンツ制作 3. Web動画制作、Web広告運用、Web動画広告 4. クリエイター育成・管理・構築 5. イベント、セミナーの企画、制作、運営および実施 6. インターネットプラットフォーム企画、開発、設計、運営 7. 芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネジメントおよびプロモート業務 8. カメラ機材、音響用機材、スタジオ用機材・スタジオ用小道具の販売および賃貸 9. グッズ制作、企画、販売 10. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 三井隆介 取締役 近藤将人 令和7年4月30日辞任 令和7年5月30日登記 東京都中央区勝どき五丁目3番1-711号 代表取締役 三井隆介 令和3年10月1日就任 東京都港区高輪一丁目4番10-1602号 代表取締役 三井隆介 令和4年2月1日住所 移転 令和4年2月14日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 30個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式30株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする） なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

	<p>無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1,000円とする。 なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 2021年4月1日から2029年2月28日までとする。 ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社株主総会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 3. 新株予約権者は、上記1及び2により新株予約権を行使できることを条件に、2021年4月1日、2022年4月1日、2023年4月1日、2024年4月1日、2025年4月1日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベストイング」といい、その割合を「ベストイング割合」という。）。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベストイングは中止する。なお、ベストイングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベストイング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、5回目のベストイングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベストイングされていない新株予約権がある場合には、残存する当該新株予約権も全て行使することができるものとする。 <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数による決定がなされた場合）は、当社取締役の過半数の決定により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 3. 当社は、新株予約権者が次のいずれかの事由に該当する場合には、当社取締役の過半数により決定する日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役の過半数による決定によりその取得する新株予約権の一部を定める。 <ol style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられた場合 イ 当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合 ウ 当社の書面による承諾を事前得ることなく当社の同業他社の役員に就いた場合 エ 在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、又は信用を毀損したと当社取締役の過半数が決定した場合
登記記録に関する事項	令和3年10月1日東京都港区新橋三丁目9番10号から本店移転 令和3年10月8日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。